

令和4年2月議会

総務財政委員会報告資料

目次

報告第11号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について・・・1頁

市民局

報告第 11 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

事 故 報 告 書

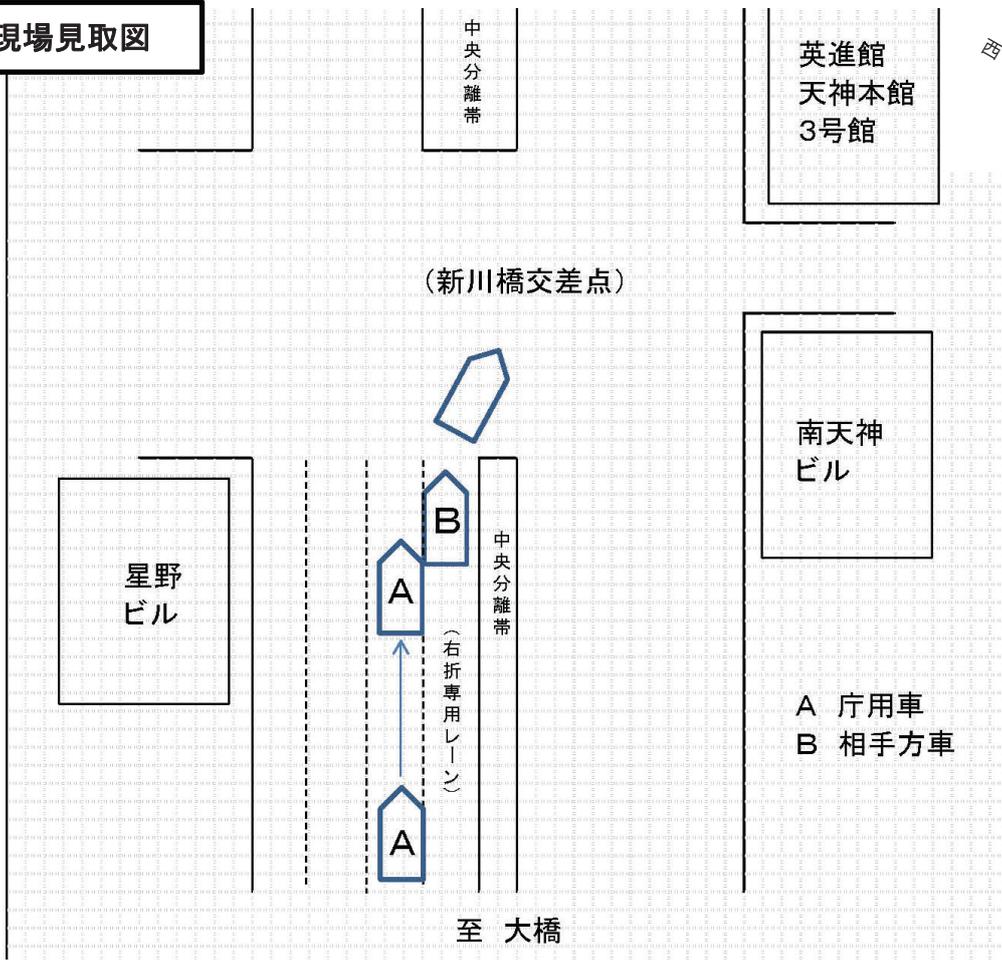
事故発生日時	平成 30 年 11 月 27 日 (火曜日) 午後 2 時 30 分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市中央区渡辺通四丁目 6 番 20 号付近 (新川橋交差点)		
相手方	住 所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏 名	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
事故の概要	<p>平成 30 年 11 月 27 日午後 2 時 30 分頃、市民局コミュニティ推進部コミュニティ施設整備課所属の職員が、業務を終え財政局財産有効活用部自動車管理事務所所管の軽自動車を運転して帰庁する途中、市内中央区渡辺通四丁目 6 番 20 号付近の道路上において、右側の車線にはみ出して走行したため、右折のため当該車線で停止中の相手方 [REDACTED] が賃借する冷蔵冷凍車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたもの。</p> <p>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	運転者から損害ありとして係争中
		物的損傷	荷台左後部損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右サイドミラー破損
過失割合	相手方	0割	本市 10割
損害賠償額	1,395,000 円		

事故現場見取図

位置図



事故現場見取図



被害状況写真

相手方の乗用車



市側の庁用自動車

